

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年3月24日提出
【ファンド名】	アジア・オセアニア好配当株ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	前田 路子
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「アジア・オセアニア好配当株ファンド（毎月決算型）」（以下「ファンド」といいます。）において、ファンド名称、投資対象、信託報酬率、信託期間等に変更がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ 変更の内容についての概要

ファンドは2005年10月27日の設定以来、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行っております。しかしながら、これまで長期にわたり運用成績は振るわない状態が継続しております。そのため、運用改善を目的にファンドの運用体制および信託期間について、以下の通り変更します。

ファンドはSBI岡三アセットマネジメントを委託者とし、投資対象ファンドを通じて、実質的な運用はイーストスプリング・インベストメンツ株式会社が行っていましたが、今後の運用成果の向上を目指し、運用はSBI岡三アセットマネジメントに一元化します。

また、これまで無期限としていた信託期間につきましては、2036年10月10日までの有期限とします。これは、運用体制の刷新とともに、より明確な目標期間を設けることで、運用成果の最大化を目指すためのものです。期間の設定により、実績の管理を含め、より計画的な運用かつ柔軟な運用体制の構築が可能となり、受益者にとっても運用の透明性が高まるものと考えております。

運用の基本方針の見直し

上記により投資対象を変更し、それに伴うファンドの名称および投資形態の変更

ファンドの主要投資対象を「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」および「日本マネー・マザーファンド」から「アジア・オセアニア好配当リバランスマザーファンド」に変更します。

ファンドの名称を「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）」から「アジア・オセアニア好配当株ファンド（毎月決算型）」に変更します。

ファンドの投資形態をファンド・オブ・ファンズからファミリーファンドに変更します。

信託報酬率の変更

ファンドの実質的な信託報酬を年率1.76%（税抜1.60%）程度から年率1.595%（税抜1.45%）に引下げます。

ファンドの主要投資対象「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」の運用先に係る信託報酬がなくなりファンドの運用は委託者のみに変更となります。ファンドの信託報酬は年率1.155%（税抜1.05%）から年率1.595%（税抜1.45%）に変更します。

取得申込・換金申込不可日の変更

「翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日」を不可日から外して、「香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日」のみとします。

信託期間の変更

ファンドの信託期間の終了日を「無期限」から「2036年10月10日」に変更します。

適用する信託法の変更

「旧法（信託法（大正11年法律第62号））」から「新法（信託法（平成18年法律第108号））」に変更します。

	変更後	変更前
--	-----	-----

ファンド名称	アジア・オセアニア好配当株ファンド (毎月決算型)	アジア・オセアニア好配当成長株オープン (毎月分配型)
投資対象	「アジア・オセアニア好配当リバランス マザーファンド」	「イーストスプリング・アジア・オセア ニア好配当株式ファンド(適格機関投資 家専用)」および「日本マネー・マザー ファンド」
投資態度	<p>マザーファンドの受益証券を通じて、日本を除くアジア・オセアニア地域の株式(これに準ずるものを含みます。)に投資します。なお、日本を除くアジア・オセアニア地域の株式の値動きに連動する有価証券を組入れることがあります。</p> <p>運用にあたっては、日本を除くアジア・オセアニア地域を対象とする主要な株価指数への採用状況や、流動性リスク、信用リスク等を勘案のうえ、予想配当利回りが相対的に高位の銘柄に投資します。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、各銘柄を概ね等比率にて投資を行います。ただし、投資信託財産の規模、保有銘柄の流動性、組入銘柄の株価変動等の要因により等比率とならない場合があります。</p> <p>組入銘柄の見直しと組入比率の調整(リバランス)は、原則として1ヵ月毎に行います。</p> <p>マザーファンドの受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>	<p>主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。</p> <p>アジア(日本を除く)・オセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券およびわが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。当該投資信託証券は、次に定めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用) ・日本マネー・マザーファンド <p>投資信託証券への投資を通じて、主としてアジア(日本を除く)・オセアニア地域の好配当の株式に投資することにより、高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。</p> <p>イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド(適格機関投資家専用)の受益権の組入比率は、高位を保つことを基本とします。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>

投資制限	<p>マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>株式への直接投資は行いません。</p> <p>外貨建資産への直接投資は行いません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
投資形態	ファミリーファンド	ファンド・オブ・ファンズ
信託報酬率	年率1.595%(税抜1.45%)	年率1.155%(税抜1.05%)
取得申込・換金申込不可日	「香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日」	「香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日」および「翌営業日が香港の取引所または銀行の休業日もしくはオーストラリアの取引所の休業日」
信託期間	2005年10月27日から2036年10月10日まで	2005年10月27日から無期限
適用する信託法	新法(信託法(平成18年法律第108号))	旧法(信託法(大正11年法律第62号))

□ 当該変更の年月日

2026年3月24日